

# 豊田工業大学における任期付教育職員に関する規定

(規程 第85号)

(趣旨)

第1条 この規定は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、豊田工業大学（以下「本学」という。）における任期付教育職員に関し必要な事項を定める。

(任期を定める教育職員等)

第2条 労働契約において任期を定めて採用する教育職員は、法第4条第1項各号に定義される以下の場合とする。

- (1) 先端的、学際的又は総合的な教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。
- (2) 助教・助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき。
- (3) 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。
  - 2 前項に基づき、任期を定めて採用する教育職員の組織、職及び任期等は、別に定めるとおりとする。

(同意)

第3条 任期を定めて任用する場合には、文書により、任用される者の同意を得なければならない。

(規定の公表)

第4条 この規定は、豊田工業大学ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(就業・賃金等に関する事項)

第5条 任期付教育職員の就業並びに賃金等に関する事項は、任期付でない教育職員に適用されている「就業規則」、「賃金規則」、「退職金規則」その他本学の規程等に従うこととする。

(昇格など)

第6条 本学において公募を行った場合、任期中でもその公募に応募する権利を有するものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規定は、平成19年4月1日から改正施行する。

制 定 平成 13 年 6 月 18 日  
改正 1 回 平成 13 年 7 月 2 日  
改正 2 回 平成 13 年 9 月 17 日  
改正 3 回 平成 14 年 9 月 9 日  
改正 4 回 平成 17 年 10 月 24 日  
改正 5 回 平成 18 年 8 月 4 日  
改正 6 回 平成 19 年 4 月 1 日